

○常総市防災基本条例

令和2年6月5日
条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民，事業者及び市の責務（第5条—第7条）

第3章 予防対策（~~第8条—第15条~~）

第1節 通則（第8条—第15条）

第2節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等（第16条—第22条）

第4章 応急復旧対策（~~第16条—第18条第23条—第25条~~）

第5章 復興対策（~~第19条第26条~~）

第6章 雑則（~~第20条第27条~~）

附則

本市は、利根川東遷事業や周辺の河川改修により水運に恵まれ経済的変革を遂げてきた。一方で、多くの水災害にも見舞われ、平成27年関東・東北豪雨では市域の3分の1が浸水する甚大な被害が発生している。また、茨城県南部の地震発生も危惧されていることや首都直下地震緊急対策区域に指定されていることなどから、地域社会が相互に助け合うことの重要性は、これまで以上に不可欠なものとなっている。

災害の発生が大規模多様化する中で、災害から市民の生命と暮らしを守るためには、自らのことは自ら守る自助，地域においてお互い助け合う共助，行政が市民や事業者を災害から守る公助が協力し，継続して防災対策に取り組むことが大切である。

ここに市民，事業者及び市が一丸となり，それぞれの役割を遂行し，防災先進都市として災害に強いまちづくりの決意を表明するため，この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，防災に関する基本理念を定め，市民，事業者及び市の責務を明らかにするとともに，予防対策，応急復旧対策，復興対策その他必要な災害対策の基本的事項を定めることにより災害対策を総合的かつ計画的に推進し，もって市民が安心して暮

らすことのできる災害に強いまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び居住する者をいう。
- (4) 自主防災組織 自主防災組織（法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域に防災を主たる目的として市民が自主的に設置する組織をいう。
- (5) 防災関係機関 警察，自衛隊，法第2条第4号に規定する指定地方行政機関，同条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関並びに法第7条第1項に規定する公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに市の区域内の消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条各号に掲げる機関（同条第3号の消防団を除く。）をいう。）をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者，障害者，乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難行動要支援者 要配慮者のうち，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (8) 避難所 避難のための立退きを行った居住者，滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ，又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設をいう。

(基本理念)

第3条 市民，事業者及び市は，次に掲げる理念に基づき，それぞれの責務と役割を果たし，協働により継続的に災害対策を充実させるよう努めなければならない。

- (1) 自らのことは自らが守る自助の理念
- (2) 地域において助け合いお互いを守る共助の理念
- (3) 市が市民及び事業者を災害から守る公助の理念

(地域防災計画への反映)

第4条 常総市防災会議（法第16条第1項の規定により置かれる市町村防災会議をいう。以下同じ。）は、常総市地域防災計画（法第42条第1項の規定により常総市防災会議が作成した市町村地域計画をいう。）を修正する場合は、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

第2章 市民、事業者及び市の責務

（市民の責務）

第5条 市民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、地域の一員として協力し、相互の安全の確保に努めなければならない。

2 市民は、国、茨城県（以下「県」という。）、市及び防災関係機関が実施する災害対策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 所有し、又は管理する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策

(2) 家具の転倒の防止

(3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備

(4) 食品、飲料水その他の災害時において必要となる物資（以下「備蓄品」という。）の確保

(5) 外出先からの帰宅方法及び家族間の連絡方法の確認

(6) 避難先並びに避難の経路及び方法の確認

(7) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関し必要な事項

（事業者の責務）

第6条 事業者は、従業員及び事業所に来所する者（以下この条において「従業員等」という。）並びに管理する施設及び設備の安全の確保に努めなければならない。

2 事業者は、地域の一員として協力し、事業所の周辺地域における市民の安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 所有し、又は管理する建築物等の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策

(2) 事業活動で使用する物品、機器設備等の転倒の防止

- (3) 災害時における初期消火，被災者の救助，応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (4) 災害時に従業員等を一時的に待機させる場所の確保
- (5) 備蓄品の確保
- (6) 避難所及び避難場所（災害が発生し，又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のために一時的に滞在する施設又は場所をいう。以下同じ。）並びに避難の経路及び方法の確認並びに従業員等への周知
- (7) 災害時における情報の収集及び伝達の方法に係る確認及び確保並びに当該方法の従業員等への周知
- (8) 被災後に事業を早期に再開し，及び継続するための計画の策定並びに災害に対する危機管理体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか，災害対策に関し必要な事項
（市の責務）

第7条 市は，市民の生命，身体及び財産並びに事業者の財産を災害から守るとともに，被害を最小限にとどめるため，次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 災害対策に関する計画の策定及び必要な体制の整備
- (2) 国，県及び防災関係機関並びに市民，自主防災組織，事業者等と連携した災害対策の実施
- (3) 被災者支援のための体制整備
- (4) 市民，自主防災組織，事業者等（以下「市民等」という。）の防災意識の高揚及び災害に対する対応力の向上のための啓発活動
- (5) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導，助言及び支援
- (6) 市が所有する建築物の必要に応じた耐震診断及びその結果に基づく耐震改修の実施
- (7) 市が管理する道路，橋りょう，河川，排水路施設，上下水道施設等の安全の確保
- (8) 避難者等に必要となる備蓄品の確保
- (9) 前各号に掲げるもののほか，災害対策の推進に関し必要な事項

第3章 予防対策

第1節 通則

（災害に強いまちづくりの推進）

第8条 市は，道路，河川，公園等の都市基盤の整備，市街地の再整備その他の

事業を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するものとする。

(防災に関する知識の普及等)

第9条 市は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、市民等の防災意識の高揚を図るものとする。

2 市は、防災に関する市民の理解を深め、防災活動を支える人材を育成するため、学校教育その他の機会を通じ、防災に関する知識及び技術の習得に資するための教育を充実させるものとする。

3 市は、市民等が行う防災に関する啓発活動に対し、必要な支援を行うものとする。

4 市は、防災訓練、研修等の実施により、職員の防災に関する知識及び技術の習得を図るものとする。

5 市民は、平常時から防災に関する知識及び技術を習得するとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

6 市民及び市は、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へと引き継ぐよう努めるものとする。

7 事業者は、防災訓練、防災に係る研修等の実施により、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

(自主防災活動の推進)

第10条 市は、市民等が地域において自主的かつ組織的に行う防災に関する活動(以下「自主防災活動」という。)を推進するため、積極的に支援及び協力を行うものとする。

2 市は、自主防災活動を推進するため、自主防災活動に係る指導的役割を担う人材の育成に努めるものとする。

3 市民は、自主防災活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、自主防災活動に協力するよう努めるものとする。

5 市民等、常総市消防団及び民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)は、災害時の対応を円滑に行うため、平常時から連携を図るよう努めるものとする。

(災害に係るボランティア活動の推進)

第11条 市及び社会福祉法人常総市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、活動拠点の提供その他必要な支援により、災害に係るボランティア活動の環境整備

に努めなければならない。

- 2 市及び社会福祉協議会は、平常時から県及び特定非営利活動法人、ボランティア団体等（以下「特定非営利活動法人等」という。）との連携を図り、災害に係るボランティア活動の啓発及びボランティアの育成に努めなければならない。

（要配慮者への支援）

第12条 市は、避難所のバリアフリー化、備蓄品の確保その他の要配慮者に対する支援対策を行うものとする。

- 2 市民等、常総市消防団及び民生委員は、相互に協力して要配慮者の支援に努めるものとする。
- 3 要配慮者は、自らの住まいの安全の確保に努めるとともに、避難の支援を受けるために必要な情報の提供、地域住民等との交流、関係づくり等に努めるものとする。

~~4 市は、法第49条の11第2項の規定により避難行動要支援者名簿（法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。）に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意の上、避難支援等関係者（法第49条の11第2項の規定する避難支援等関係者をいう。）に対し提供するものとする。~~

~~5 前項の規定により名簿情報の提供を受けようとする者は、避難行動要支援者の支援を円滑に行うための体制の整備に努めなければならない。~~

~~6 第4項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、当該名簿情報を適正に管理するとともに、正当な理由なく避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。~~

（情報収集及び提供）

第13条 市は、災害に関する情報基盤を整備し、並びに防災のために必要な情報を収集し、及び伝達する方法を確保するものとする。

- 2 市は、市内において発生することが予想される災害に関する情報を収集し、災害対策に反映するものとする。
- 3 市は、市民等に対し、あらかじめ、避難所の位置その他避難するために必要な情報を提供するものとする。
- 4 市民等は、災害時に適切な行動をとるため、防災に関する情報を自ら積極的に収集するよう努めるものとする。

(災害の防止対策の推進)

第14条 市は、災害の発生を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるものとする。

2 市内の土地又は建築物等の所有者又は管理者は、当該土地又は建築物等の適切な管理に努めるものとする。

3 市内の屋外広告物、建築物の屋外に面している壁面タイルその他災害時において落下のおそれのある物（この項において「落下対象物」という。）及び道路その他の公共の場所に沿って設けられているブロック塀、自動販売機その他災害時において転倒のおそれのある物（この項において「転倒対象物」という。）を所有し、又は管理する者は、落下対象物の落下の防止及び転倒対象物の転倒の防止に努めるものとする。

4 市は、前2項に規定する措置を講ずる者に対し、必要に応じて助言若しくは指導を行い、又は報告を求めることができる。

(協定の締結)

第15条 市は、災害時の避難場所の提供、災害に関する情報の市民等への提供、災害時に必要とする物資又は資器材の供給、緊急輸送の確保その他応急復旧対策及び復興対策に関し、他の地方公共団体、公共的団体、事業者等に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行うことができるよう、あらかじめ、防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するものとする。

第2節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第16条 市長は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を迅速かつ円滑に行うことができるよう避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 市長は、避難行動要支援者名簿の内容について、正確かつ最新のものとするよう努めるものとする。

(名簿情報の提供)

第17条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に掲げる者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく当該避難行動要支援者に係る名簿情報（避難行動要支援者

名簿に記載し、又は記録された情報をいう。以下同じ。）を提供することができるものとする。

(1) 市の区域内の消防機関

(2) 警察

(3) 民生委員

(4) 社会福祉協議会

(5) 常総市消防団

(6) 自主防災組織

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に携わる関係者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、名簿情報の提供について同意しない旨を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

(名簿情報の適正管理)

第18条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により名簿情報を提供するとき
は、名簿情報の提供を受ける者に対して、次に掲げる措置を講ずるよう求める
ものとする。

(1) 名簿情報の漏えいの防止その他名簿情報の適正な管理のために必要な措置

(2) 避難支援等を円滑に行うための体制の整備

2 前条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員。以下同じ。）は、提供を受けた名簿情報の漏えいの防止その他名簿情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、名簿情報の管理に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第19条 名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第20条 市長は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市長は、個別避難計画の内容について、正確かつ最新のものとするよう努めるものとする。

(個別避難計画情報の提供)

第21条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次項において同じ。）の同意を得ることなく個別避難計画情報（個別避難計画に記載し、又は記録された情報をいう。以下同じ。）を提供することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者等（避難行動要支援者及び避難支援等実施者をいう。）が、個別避難計画情報の提供について同意しない旨を申し出たときは、当該個別避難計画情報を提供することができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。

(準用)

第22条 第18条及び第19条の規定は、個別避難計画情報の提供を受けた者について準用する。この場合において、第18条（見出しを含む。）中「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と、第19条中「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と、「避難行動要支援者」とあるのは「避難行動要支援者等」と読み替えるものとする。

(名簿情報個別避難計画情報の適正管理)

第18条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により名簿情報個別避難計画情報を提供するときは、名簿情報個別避難計画情報の提供を受ける者に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求めるものとする。

(1) 名簿情報個別避難計画情報の漏えいの防止その他名簿情報の適正な管理のために必要な措置

(2) 避難支援等を円滑に行うための体制の整備

- 2 前条第1項又は第3項の規定により名簿情報個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下同じ。）は、提供を受けた名簿情報個別避難計画情報の漏えいの防止その他名簿情報個別避難計画情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、名簿情報個別避難計画情報の管理に関する責任体制を明確にしなければならない。
- 3 名簿情報個別避難計画情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報個別避難計画情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第19条 名簿情報個別避難計画情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の当該名簿情報個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報個別避難計画情報に係る避難行動要支援者避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第4章 応急復旧対策

(応急復旧活動)

~~第16条~~第23条 市は、災害時における救援活動及び迅速な応急復旧活動を行うため、国、県及び防災関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等に対し、直ちに、避難及び被害の状況、応急措置等に関する情報を提供するものとする。

(災害時の活動)

~~第17条~~第24条 市、市民等、常総市消防団、民生委員、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構に認証され、その防災士台帳への登録が行われた者をいう。）及び特定非営利活動法人等は、災害時においては、相互に連携し、及び補完して、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 被災者の救出、救護、搬送等
- (4) 要配慮者への支援
- (5) 帰宅困難者への支援

(6) 避難所の運営協力

(7) 前各号に掲げるもののほか、災害時の応急対応に関し必要な事項

- 2 市民等、民生委員及び特定非営利活動法人等は、災害時に市が講ずる措置に積極的に協力するよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策)

第18条第25条 市は、帰宅困難者に対し、避難及び帰宅のための情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 事業者は、従業員の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 帰宅困難者は、自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、市及び事業者が講ずる措置に協力するよう努めるものとする。

第5章 復興対策

第19条第26条 市は、災害により甚大な被害を受けた場合において、市民生活の再建及び安定を図るため、国、県及び防災関係機関と連携を図りながら災害復興の事業計画を策定し、被災した区域の復興に関する事業を行うものとする。

- 2 前項の場合において、市民及び事業者は、相互に協力し速やかに、市民生活及び事業活動を再建し、及び被災した区域の復興を図るよう努めるものとする。
- 3 市民及び事業者は、市の実施する被災した区域の復興事業の推進に協力するよう努めるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第20条第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。